ハ　仮使用の部分（仮使用の部分以外の部分から当該建築物の敷地外に通ずる通路に該当する部分を除く。以下ハにおいて同じ。）が建築基準関係規定に適合すること。ただし、令第五章第二節及び第三節並びに令第百二十九条の十三の三第二項の規定については、仮使用の部分を一の建築物とみなした場合において、これらの規定に適合しなければならない。

ニ　前号ロからニまでに掲げる基準に適合すること。

ホ　建築物の建替え（現に存する一以上の建築物（以下「従前の建築物」という。）の同一敷地内に新たに建築物を建設し、当該建設の開始後において従前の建築物を一以上除却することをいう。）により新たに建設された建築物又は建築物の部分を仮使用する場合において、当該建築物又は建築物の部分について法第二条第九号の二若しくは第九号の三、法第二十三条、法第二十四条、法第二十五条、法第二十八条（居室の採光に有効な部分の面積に係る部分に限る。）、法第三章若しくは令第百二十条第一項若しくは令第百二十六条の四（これらの規定中令第百十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有しない居室に係る部分に限る。）の規定又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないことがやむを得ないと認められる場合においては、従前の建築物の除却を完了するまでの間これらの規定に適合することを要しない。

4　第三第一号及び第三号に掲げる建築物に対する前二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	建築物	建築物の増築又は改築に係る部分（以下「増改築部分」という。）
	その敷地	建築物の敷地
第三項各号列記以外の部分	建築物	増改築部分
	その敷地	建築物の敷地
第三項第一号イ及びロ	当該建築物	当該増改築部分
	仮使用の部分	仮使用の部分及び増改築部分以外の部分
第三項第一号ハ	仮使用の部分の各室	仮使用の部分及び増改築部分以外の部分の各室
	、仮使用の部分以外の部分	、これらの部分以外の部分
	を仮使用の部分以外の部分	を仮使用の部分以外の部分（増改築部分以外の部分を除く。）
第三項第二号ハ	仮使用の部分以外の部分	仮使用の部分以外の部分（増改築部分以外の部分を除く。）

第二　建築基準法施行規則第四条の十六第二項の国土交通大臣が定める図書は、次の表のとおりとする。

図書の種類	明示すべき事項
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、新築又は避難施設等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路 仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路 第一第三項第二号イ又はロの規定による区画（以下「仮使用区画」という。）の位置及び面積 仮使用区画に用いる壁の構造 仮使用区画に設ける防火設備の位置及び種別 仮使用区画を貫通する風道の配置 仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材料の種別 仮使用区画に用いる床の構造
二面以上の断面図	令第百十二条第十項に規定する外壁の位置及び構造 仮使用区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別 給水管、配電管その他の管と仮使用区画との隙間を埋める材料の種別 仮使用区画に用いる床及び壁の断面の構造、材料の種別及び寸法 仮使用区画に設ける防火設備の構造、材料の種別及び寸法
耐火構造等の構造詳細図	縮尺、方位、工作物の位置及び仮使用の部分 敷地境界線及び敷地内における建築物の位置 敷地の接する道路の位置及び幅員 仮使用の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路 仮使用の部分以外の部分の各室から建築物の敷地外に通ずる通路 建築物の敷地のうち工事関係者が継続的に使用する部分
配置図	工事中において安全上、防火上又は避難上講ずる措置の概要
安全計画書	法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な事項
その他法第七条の六第一項第二号の国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書	